

養護老人ホームの入所申し込みについて

1 養護老人ホームとは

原則65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護(生活の面倒をみたり、世話をすること)を受けることが困難な方が入所される施設です。

2 養護老人ホーム入所基準について

①・②・③の全てにあてはまる方が入所対象となります。

- ①**健康状態** … 入院加療を要する病態でないこと。
②**環境の状況** … 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。
※ 生活保護を受けて在宅生活可能な場合は、原則、入所の対象外となります。
※ 利用可能な社会資源やサービスを活用しても在宅生活できない場合に対象となります。
※ 受給している年金で他の施設等に入所できる場合は入所対象外です。

(在宅生活困難な例)

- 住所がないか明らかでない(ホームレス状態)又はそれに準じる状況
- 養護者がなく、障がいや介護保険の認定を受けて介護・福祉サービスを利用しても在宅生活困難
- 虐待を受けている
- 養護者なく認知症、知的障がい、精神障がい、アルコール依存症等により生活支援、生活指導を要する
- その他

- ③**経済状況** … 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割世帯であるか、災害その他の事情により老人の属する世帯の状況が困窮していると認められること。

3 入所申し込みに必要な書類

入所申込書、診断書、身元引受書、預金通帳写し(年金等が払い込まれている通帳で前年の1月～12月まで記入されているもの(1～6月入所は前前年の1～12月分))等が必要です。

※ 申し込み書類は、健康課介護保険係へ提出ください。

4 施設での面接について

入所申し込み後、入所希望施設の面接を受けていただき、施設側が入所受け入れ可能かどうか判断させていただきます。

5 入所決定及び入所準備について

措置入所の要否の判定については、大川市養護老人ホーム入所判定委員会において、入所措置の基準に基づき、健康状態、環境の状況等について総合的に判定を行い決定されます。入所対象との判定がなされても、希望施設に空きがないと入所できません。施設が入所可能となった場合は入所日をご連絡いたしますので、入所のご準備をお願いします。また、住所異動も行ってください。

6 退所について(次の場合は退園していただくことになります)

- ① 措置の基準に適合しなくなったとき ② 入院等が3ヶ月以上になると見込まれるとき ③ 介護保険施設の入所が可能となったとき

養護老人ホーム以外の入所施設等の種類

施設名	事業の概要
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ※	65歳以上の寝たきり高齢者等で、常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所できる施設です。
介護老人保健施設 ※	看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設です。
グループホーム(認知症対応型共同生活介護) ※	共同生活が可能な認知症の要介護者の方が少人数で共同生活しながら日常生活上の介護やリハビリを受ける施設です。
軽費老人ホーム	家庭環境、住宅事情等の理由で居宅において生活することが困難な60歳以上の方が低額な料金で入所できる施設です。
軽費老人ホーム(ケアハウス)	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車椅子での生活が容易であるなど工夫された住宅としての機能があり、生活相談、給食などのサービスを提供する入所施設です。
有料老人ホーム	常時10人以上の高齢者の方が入所し、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設です。
高齢者用共同住宅	居宅での生活に不安を抱える高齢者の方が入居できる住宅です。

※ 介護保険の要介護認定が必要です。

7 入所費用の負担について

入所されるご本人と主たる扶養義務者の方は、前年の収入(1月～6月末までの入所の場合は前々年分の収入)に応じた負担金を毎月支払っていただきます。当月分の負担金は、翌月の末日までに支払っていただきます。(口座振替もできます。)

(単位:円)

ご本人			主たる扶養義務者			
対象収入による階層区分		費用徴収月額	税額等による階層区分		費用徴収月額	
1	0 ~ 270,000	0	A	生活保護による被保護者(単給を含む)の方	0	
2	270,001 ~ 280,000	1,000	B	A階層を除き当該年度分の市民税非課税の方	0	
3	280,001 ~ 300,000	1,800	C1	当該年度分の市民税所得割非課税(均等割のみ課税)	4,500	
4	300,001 ~ 320,000	3,400				
5	320,001 ~ 340,000	4,700	C2	当該年度分の市民税所得割課税	6,600	
6	340,001 ~ 360,000	5,800				
7	360,001 ~ 380,000	7,500	D1~D14	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の方 あって、その税額の年額区分が次の額である方	30,000 以下	9,000
8	380,001 ~ 400,000	9,100			30,001 ~ 80,000	13,500
9	400,001 ~ 420,000	10,800			80,001 ~ 140,000	18,700
10	420,001 ~ 440,000	12,500			140,001 ~ 280,000	29,000
11	440,001 ~ 460,000	14,100			280,001 ~ 500,000	41,200
12	460,001 ~ 480,000	15,800			500,001 ~ 800,000	54,200
13	480,001 ~ 500,000	17,500			800,001 ~ 1,160,000	68,700
14	500,001 ~ 520,000	19,100			1,160,001 ~ 1,650,000	85,000
15	520,001 ~ 540,000	20,800			1,650,001 ~ 2,260,000	102,900
16	540,001 ~ 560,000	22,500			2,260,001 ~ 3,000,000	122,500
17	560,001 ~ 580,000	24,100			3,000,001 ~ 3,960,000	143,800
18	580,001 ~ 600,000	25,800			3,960,001 ~ 5,030,000	166,600
19	600,001 ~ 640,000	27,500			5,030,001 ~ 6,270,000	191,200
20	640,001 ~ 680,000	30,800			6,270,001 以上	注)2
21	680,001 ~ 720,000	34,100				
22	720,001 ~ 760,000	37,500				
23	760,001 ~ 800,000	39,800				
24	800,001 ~ 840,000	41,800				
25	840,001 ~ 880,000	43,800				
26	880,001 ~ 920,000	45,800				
27	920,001 ~ 960,000	47,800				
28	960,001 ~ 1,000,000	49,800				
29	1,000,001 ~ 1,040,000	51,800				
30	1,040,001 ~ 1,080,000	54,400				
31	1,080,001 ~ 1,120,000	57,100				
32	1,120,001 ~ 1,160,000	59,800				
33	1,160,001 ~ 1,200,000	62,400				
34	1,200,001 ~ 1,260,000	65,100				
35	1,260,001 ~ 1,320,000	69,100				
36	1,320,001 ~ 1,380,000	73,100				
37	1,380,001 ~ 1,440,000	77,100				
38	1,440,001 ~ 1,500,000	81,100				
39	1,500,001 以上	注)1				

注)2 … その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額

※ 費用徴収月額は毎年7月に見直されます。

注)1 … 150万円超過額×0.9÷12月+81,100円(100円未満切捨て)

◎ご本人の費用徴収について

- ・月途中の入退所の場合 … 基準月額×当該月の実措置日数/当該月の実日数
- ・特別養護老人ホームへ入所申し込みを行った方の徴収額は、特例として、49,460円が上限となります。適用期間は、特例適用を行った月から1年間です。
- ・「対象収入」とは前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入です。
- ・3人部屋入居者は費用徴収基準額から10%、4人部屋入居者は20%、5人部屋及び6人部屋入居者は30%、7人部屋以上の入居者は40%をそれぞれ減額した額が費用徴収基準月額となります。(100円未満は切捨て)ただし、特老申し込み特例適用者は対象となりません。
- ・費用徴収基準月額が、その月の措置費の支弁額(一般事務費及び一般生活費の合算額(冬期加算と入院患者日用品費を除く))を超える場合には、当該支弁額となります。

◎主たる扶養義務者の費用徴収について

- ・費用徴収基準月額が、その月の措置費の支弁額(ご本人の費用徴収月額を控除した残額)を超える場合には、当該支弁額となります。
- ・扶養義務者の方が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合は、徴収額の一部または全部が免除されます。
- ・同一の方が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合は、最初に措置された方で費用徴収月額は決定されます。
- ・主たる扶養義務者(配偶者または子)は、原則としてご本人が入所の際、同一世帯にあって方(生計維持関係があった場合も含む)です。
- ・主たる扶養義務者が2人以上ある場合は、最多税額納付者が主たる扶養義務者となります。(この場合、毎年度見直しがあります)
- ・同一世帯の扶養義務者がいない場合、ご本人を税や健康保険の被扶養者にとったり、給与の扶養親族対象としている扶養義務者が主たる扶養義務者となります。なお、税の扶養等にとっていない場合、ご本人への仕送り状況やご本人との間の資産面での関係の深さなどを勘案し、社会通念上認められる場合主たる扶養義務者となります。(この場合、見直しはありません)

(養護老人ホーム)

施設名	郵便番号	所在地	定員	電話番号
明光園	831-0032	大川市大字北古賀 559-1	50	86-4780

《お問合せ先》

〒831-8601
大川市大字酒見 256-1
健康課 介護保険係
Tel 85-5522